

愛媛県自転車新文化推進計画 (案)



愛媛県
2023年(令和5年) 月

目次

1	計画の趣旨	1
2	計画区域	3
3	計画期間	3
4	目標と実施すべき施策	3
	(1) 目指すべき姿	3
	(2) 現状	5
	(3) 課題	6
	課題① 自転車利用の普及・拡大	
	課題② 地域活性化	
	課題③ まちづくり	
	課題④ 安全利用	
	課題⑤ サイクルスポーツの振興	
	(4) 基本政策と取組方針	8
	目標1 県民みんながつくり・育てるサイクリングパラダイス	8
	1- (1) 自転車利用の普及・拡大	
	1- (2) 愛媛マルゴト自転車道の推進	
	1- (3) E-BIKEえひめの推進(電動アシスト付自転車の普及及び安全利用の啓発)	
	1- (4) タンデム自転車等の普及	
	目標2 交流人口の拡大による地域活性化	12
	2- (1) ブランド力の向上と魅力発信	
	2- (2) 受入環境・おもてなし態勢の整備	
	2- (3) 公共交通機関と連携した二次交通等の充実	
	2- (4) おもてなし人材の育成	
	2- (5) サイクリングアイランド四国の実現をはじめとする広域連携の推進	
	2- (6) グレーターしまなみ・えひめ圏域形成による滞在型観光の推進	
	目標3 歩行者・自転車にやさしいまちづくり	18
	3- (1) 自転車を活かした都市環境の形成	
	3- (2) 自転車通行空間の計画的な整備	
	目標4 シェア・ザ・ロードの精神に基づく自転車の安全利用	22
	4- (1) 自転車安全利用の普及・啓発	
	4- (2) ドライバー等への普及・啓発	
	4- (3) 自転車安全利用に係る指導者の育成	
	4- (4) ライフステージに応じた自転車安全教育の充実	
	目標5 サイクルスポーツの振興	25
	5- (1) 参画人口の拡大及び選手・指導者の育成による競技力向上	
	5- (2) 全国規模の各種大会等誘致	
5	アクションプログラム	27
6	自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	27
	(1) 関係者の連携・協力	
	(2) 計画のフォローアップと見直し	
	(3) 調査・研究、広報活動等	
7	愛媛県自転車新文化推進計画アクションプログラム	28
8	先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルート	32

1 計画の趣旨

愛媛県では、2019年(平成31年)3月に、「自転車新文化」の更なる拡大・深化に向け「愛媛県自転車新文化推進計画」(以下「第1次計画」という。)を策定し、2023年(令和5年)3月までの4年間を計画期間として、「県民みんながつくり・育てるサイクリングパラダイス」や「交流人口の拡大による地域活性化」、「歩行者・自転車にやさしいまちづくり」、「シェア・ザ・ロードの精神に基づく自転車の安全利用」、「サイクルスポーツの振興」の5つの目標を掲げ、これら目標達成に向けた施策に取り組んできた。

この間、2020年(令和2年)1月頃から新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」)の拡大による緊急事態宣言等で社会経済活動が大幅に制限される事態となり、県民の生活様式や交通行動に大きな変化をもたらした。自転車を取り巻く環境においても、サイクリング大会の中止等の影響があった一方で、屋外で密を避けられるサイクリングは、比較的安全・安心なアクティビティとして世界的に人気が高まった。

また、国においては、2021年(令和3年)5月に自転車活用推進法に基づいた第2次自転車活用推進計画を策定し、社会情勢の変化等を踏まえ、持続可能な社会の実現に向け自転車の活用の推進を一層図ることとした。

一方、世界に目を向けると、2018年(平成30年)4月12日に国連総会で世界自転車デーが決議され、「2世紀にわたって使用されてきた自転車の掛け替えのなさ、息の長さ、汎用性の高さといった特性」を認め、人間の進歩と前進の象徴としての自転車は「寛容、相互理解、尊重を促進し、社会的包摂と平和の文化を促進する」さらに、自転車は「持続可能な消費と生産を促進するための前向きなメッセージを伝え、気候によい影響を与える」とされており、自転車がもたらす効用、自転車活用のあり方について、愛媛県が掲げる「自転車新文化」の理念に合致している。

こうした状況を踏まえ、第1次計画の5つの目標は継承しつつ、国の第2次自転車活用推進計画を勘案のうえ、新型コロナの影響や社会情勢の変化、第1次計画に基づき取り組んできた各種政策の成果等に留意し、また、世界の自転車活用のあり方も見据えて、第2次の計画を策定するものである。

この計画は、自転車活用推進法第10条第1項の規定により、政府が定めた自転車活用推進計画を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じて定めるよう努めることとされている「都道府県自転車活用推進計画」に位置付けられるものである。

【参考：自転車新文化とは】

自転車新文化とは、サイクリングを核にして交流人口を拡大させ、地域の活性化に繋げるとともに、県民に自転車を活用したライフスタイルを提案し、「健康」「生きがい」「友情」を育み、生活の質の向上を図ろうとする取り組み。

【参考：自転車活用推進法（平成 28 年法律第 113 号）抜粋】

（目的）

第一条 この法律は、極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（自転車活用推進計画）

第九条 政府は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条に定める自転車の活用の推進に関する基本方針に即し、自転車の活用の推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関し講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた計画（以下「自転車活用推進計画」という。）を定めなければならない。

2 国土交通大臣は、自転車活用推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

3 政府は、自転車活用推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、自転車活用推進計画の変更について準用する。

（都道府県自転車活用推進計画）

第十条 都道府県は、自転車活用推進計画を勧案して、当該都道府県の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項及び次条第一項において「都道府県自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、都道府県自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

【参考：国連決議抜粋（第 82 回本会議：2018 年 4 月）】

総会は、

2 世紀の間使われてきている、また環境への責務と健康を促進している、簡単で、手ごろで、信頼でき、低公害のそして環境的に適した移動の持続可能な手段である、自転車の唯一性、長く使われていることそして多用途性を認め、

自転車と使用者との間の相乗効果が、創造性と社会関与を促進しまた使用者に地域環境の直接の意識を与えていることを認識し、また自転車は、開発のための道具としてまた単に移動だけの手段ではなく教育、健康管理とスポーツに対するアクセスの手段として役に立つことができることを認識し、

自転車は、持続可能な輸送の象徴でありまた持続可能な消費と生産を促進するための積極的なメッセージを伝え、そして環境への積極的な影響を有していることを強調し、

サイクリングを含む、スポーツと体育を通じた社会開発を促進することにおいて、要請に基づいて、加盟国を支援することにおける、国際連合制度とその国別計画の役割を認め、

平和と開発、環境の保存、制度開発および物的インフラや社会的インフラを促進するための自転車ラリーの準備のための資金調達計画における生産的な官民連携の極めて重要な役割を強調し、

主要な国際的なまた地元のサイクリング大会は、平和、相互理解、友好、寛容およびあらゆる種類の差別を承認しがたいことの中で準備されるべきことにまたそのような催し物の統一するまた怒りを鎮める性質は尊重されるべきことに留意し、

6 月 3 日を世界自転車デーと宣言することを決定する。

2 計画区域

本計画の計画区域は、2023年(令和5年)3月現在における愛媛県(松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町)の行政区域とする。

3 計画期間

自転車活用推進計画の趣旨を踏まえ、本計画の計画期間については、愛媛県総合計画と同期間の2026年(令和8年)度までとし、社会状況の変化への対応等、必要に応じて見直しを行うものとする。

計画名		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
県の計画	自転車新文化推進計画	自転車新文化推進計画 <2019~2022>				第2次自転車新文化推進計画 <2023~2026>			
	長期計画	第六次愛媛県長期計画 第3期アクションプログラム <2019~2022>				愛媛県総合計画 <2023~2026>			
国の計画	自転車活用推進計画	自転車活用推進計画 <2018~2020>		第2次自転車活用推進計画 <2021~2025>					

4 目標と実施すべき施策

(1) 目指すべき姿

自転車新文化の更なる拡大・深化に向けて、サイクリストの聖地「瀬戸内しまなみ海道(以下、「しまなみ海道」という。)」においては、ナショナルサイクルルート(以下、「NCR」という。)の指定を受け、より安全・快適な自転車走行環境の整備や交通アクセスの利便性の向上を図るほか、2021年(令和3年)3月に策定した10年後(2030年度)の長期ビジョン「愛媛・しまなみ海道地域振興ビジョン」に基づき、サイクルツーリズムを深化させ、世界に通用する滞在型観光交流エリアを目指す。

加えて、しまなみ海道への来訪者を本県側陸地部へ誘引するため、松山市及び西条市の交通結節点を含むエリアを「グレーターしまなみ・えひめ(※1)」として広域サイクルツーリズム圏域の形成を目指す。

また、「サイクリングパラダイスえひめ」の実現に向け、自転車通行空間の確保や二次交通の充実等の受入環境整備のみならず、全ての県民の自転車安全利用に関する意識を高め、「シェア・ザ・ロード(※2)」の精神に基づき、歩行者・自転車・自動車等が、思いやりの気持ちを持ち、安全に道路を共有し、年齢や性別、体力・障がいの有無等に関わりなく自転車を利活用し、楽しむことができる地域を創る。

さらに、四国が「サイクリングアイランド」として、世界中からサイクリストを受け入れられるエリアとして成長するよう、四国4県が連携を強化し、官民が一体となって、サイクリングと四国遍路などの文化や地域資源を組み合わせること等により、四国の魅力を向上させるとともに、瀬戸内地域においても関係自治体や国等とより一層

連携し、世界に認められるサイクリングの推進エリアに育て、交流人口の拡大を図り、地域を活性化させる。

なお、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」は、「誰一人取り残さない」を理念に17のゴール・169のターゲットを掲げた2023年(令和5年)までの国際開発目標である。本計画では、この理念を踏まえ、People(人間)、Prosperity(繁栄)、Planet(地球)、Peace(平和)、Partnership(パートナーシップ)の観点から、5つの目標ごとにそれぞれ関連するSDGsのゴールのアイコンを掲載しており、SDGsの目標達成に向けて寄与できるよう取り組むこととしている。

(※1)「グレーターしまなみ・えひめ」とは、しまなみ海道の来島海峡大橋を起点に、松山空港や東予港等の交通結節点を有する松山市・西条市を含む半径約50kmの広域サイクルツーリズム圏域の呼称

(※2)「シェア・ザ・ロード」とは、歩行者、自転車、自動車等がお互いの立場を思いやる気持ちを基本として道路を安全に共有すること。



[SDGsの17のゴール] 出典：外務省(仮訳)

1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
9	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10	各国内及び各国間の不平等を是正する
11	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12	持続可能な生産消費形態を確保する
13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(2) 現状

我が国では、本格的な人口減少社会の到来と急速な高齢化による経済規模の縮小が懸念され、地域間競争が激しさを増す中、本県においては、新たな価値観を共有し、誇りと希望が持てる愛媛の創造に向けて、愛媛らしさを発揮し、愛媛の魅力や強みを高め、新しい道を切り開くことを基本に様々な施策を展開している。

このような中、本県では、2011年(平成23年)に「自転車新文化」を提唱し、全国に先駆けて自転車を活用した施策に取り組んできた。

まず、「しまなみ海道をサイクリストの聖地に」、「愛媛県をサイクリングパラダイスに」を目標に、しまなみ海道を舞台とする国内最大級のサイクリング大会の開催をはじめ、愛媛マルゴト自転車道構想の推進、サイクルオアシス等受入環境の整備等により、しまなみ海道は、国内の大手旅行情報サイトで、人気上位にランキングされたほか、海外の旅行情報サイト等でも、世界有数のサイクリングロードとして紹介されており、国内外での認知度向上により、来訪者が増加し、2018年(平成30年)のしまなみ海道沿線の自転車通行量(推計値)は、33万台(2015年(平成27年)度比2%増)に達するなど(※3)、交流人口拡大の効果が表れた。

また、「四国をサイクリングアイランドに」を目標に、四国4県や国、民間企業等と連携し、四国一周サイクリングルート of 環境整備やプロモーション活動を展開したところ。

しかし、2020年(令和2年)1月頃から新型コロナが拡大し、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等による移動制限が繰り返し行われたことで、地域経済に大きな打撃を与えた。一方で、3密を回避しながら安全・安心に楽しめるアクティビティとして、サイクリングが見直される契機ともなった。

(※3) 尾道市観光課推計



図1 瀬戸内しまなみ海道(来島海峡大橋)

○瀬戸内しまなみ海道のレンタサイクル貸出数



図2 瀬戸内しまなみ海道のレンタサイクル貸出数（今治市調べ）

安全対策の面では、「シェア・ザ・ロード」の精神を基本理念とする愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例（平成25年7月1日施行、以下、「条例」という。）を制定し、自転車ヘルメット着用率の向上や「思いやり1.5m運動（※4）」に取り組むなど、振興と安全を両輪とした施策を総合的に展開している。

（※4）「思いやり1.5m運動」とは、自動車等の運転者に対し、自転車の側方を通過するときは“1.5m以上の安全な間隔を保つ”か、道路事情等から安全な間隔を保つことができないときは“徐行する”ことを呼びかける運動。

（3）課題

引き続き自転車新文化を推進させていくためには、次に示すような課題がある。

課題① 自転車利用の普及・拡大

「サイクリングパラダイスえひめ」を実現するためには、日頃からスポーツ自転車に親しむサイクリストのみならず、年齢、性別等に関わりなく、多くの県民が自転車の楽しさや利便性を感じ、主体的に自転車を利用できる環境を作ることが重要である。

このため、県内全20市町に28のサイクリングコースを設定し、サイクリストをわかりやすく誘導するためのブルーラインを敷設するなど、愛媛マルゴト自転車道の整備や、スポーツサイクル体験会、自転車通勤の普及等に努めてきたところであるが、更なる自転車の利活用を図る上でも、自転車が持つ有用性や楽しさの普及、より安全・快適に走行できる環境整備等を行っていく必要がある。

課題② 地域活性化

交流人口の拡大による地域活性化を推進するためには、しまなみ海道をはじめとする本県の地域資源を有効に活用するとともに、受入環境の充実・強化や国内外へのプロモーション活動を推進することによりブランド化を図っていくことが重要である。

このため、しまなみ海道における国際サイクリング大会の開催や、サイクルオアシス（サイクリストの休憩所）やサイクルレスキュー（サイクリング中のトラブル時の応

急処置や搬送に協力する施設)の整備、サイクリングガイドの養成等に取り組んできたが、これらの充実・強化に加え、より効果的・効率的なプロモーション活動の実施、民間企業等と連携したおもてなし態勢の向上、地域資源と組み合わせたサイクルツーリズムの推進等が必要である。

さらに、自転車の特性である広域的な行動範囲を踏まえ、行政区域に関わりなくサイクリングを楽しむことができるよう、近隣県との広域連携等を推進することが必要である。

加えて、世界的にも誇れるロケーションを持つしまなみ海道の中でも、素晴らしい景観の来島海峡大橋を中心とするエリアと欧米豪の著名な橋を有するエリアとの間でサイクリングによる交流を図ることにより、国際的価値を高め、外国人観光客の獲得に繋げるとともに、しまなみ海道への来訪者を本県側陸地部へと誘客するため、新たな自転車旅の提案等により滞在型観光を推進することが必要である。

課題③ まちづくり

自転車を活用した安全・快適なまちづくりを進めるためには、交通手段としての位置づけはもとより、自転車の有用性を理解し、交通分野の低炭素化や道路交通の円滑化、住民の健康増進や災害対策など、地域の実情に応じて自転車を活用していくことが重要である。

自転車を活かした都市環境の形成や、自転車はもとより、歩行者にもやさしいまちづくりを推進するため、自転車ネットワーク計画及び地方版自転車活用推進計画の策定を促進するとともに(※5)、自転車通行空間や駐輪場の整備のほか、交通法令違反への指導・取締りの強化など、ハードとソフト両面からの取り組みが必要である。

(※5) 2022年(令和4年)度末現在の計画策定状況

- ・自転車ネットワーク計画策定市町数：5市町
- ・地方版自転車活用推進計画策定市町数：6市町

課題④ 安全利用

自転車の安全利用を図り、自転車に関係する事故を無くすためには、自転車利用者の交通ルールの遵守、マナーの向上はもとより、全ての道路利用者が「思いやり」と「ゆずりあい」の心を持って、利用することが重要である。

このため、県、県民、自転車を利用する者、自動車等の運転者、事業者、関係団体等がそれぞれの責務を自覚し、交通ルール遵守の徹底、マナー向上、「シェア・ザ・ロード」の精神の浸透等に資する取り組みが必要である。

また、万一の事故の被害軽減等につなげる取り組みに加え、各世代に応じた自転車安全教育体系を構築する必要がある。

課題⑤ サイクルスポーツの振興

東京オリンピック・パラリンピックを契機として、サイクルスポーツにも関心が高まる中、2017年(平成29年)に開催されたえひめ国体の自転車競技においては、少年男子を中心に好成績を収めたところであり、そのレガシーを活かすためには、参画人口

の拡大や環境の充実、競技スポーツの振興等が重要である。

本県では、2023年(令和5年)に策定する第2期愛媛県スポーツ推進計画を基に、子どものサイクリススポーツへの参画や競技力の水準の維持・向上、指導者の養成・資質の向上に加え、施設等の整備・有効利用を促進していく必要がある。

(4) 基本政策と取組方針

法の目的や基本理念を踏まえるとともに、本県の自転車を巡る現状及び課題に対応するため、以下のとおり5つの目標を掲げる。また、これらの目標達成のために、具体的に実施すべき施策を定める。

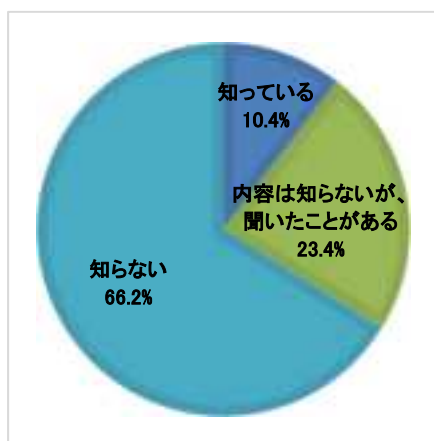
◆目標1 県民みんながつくり・育てるサイクリングパラダイス



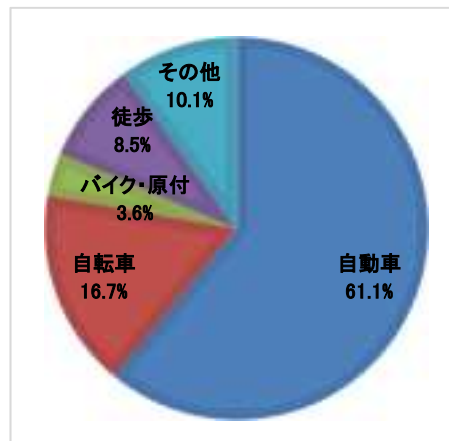
◇実施すべき施策

- (1) 自転車利用の普及・拡大
- (2) 愛媛マルゴト自転車道の推進
- (3) E-BIKE えひめの推進（電動アシスト付自転車の普及及び安全利用の啓発）
- (4) タンデム自転車等の普及

成果指標	現況値	目標値(2026年度)
① 自転車新文化の認知度	33.8% (2021年度)	50%以上
② 通勤時の自転車分担率	16.7% (2022年度)	18.2%以上



自転車新文化の認知度



通勤時の自転車分担率

1- (1) 自転車利用の普及・拡大

女性、高齢者、子ども、障がい者など、幅広い層へ「健康」「生きがい」「友情」を育む自転車新文化の考え方等を波及させ、スポーツ・趣味として、自転車の楽しさを感じてもらい取組みを行い、自転車利用者の裾野の拡大に努めるほか、健康づくりに自転車の活用が効果的であることを広く啓発するとともに、全ての県民が主体的に自転車を活用できる環境を作る。

また、自転車はクリーンで環境にやさしい持続可能な交通手段であるといった世界自転車デーを定めた国連決議の趣旨を踏まえ、自動車への依存の程度を低減し、CO₂の排出削減や交通渋滞の緩和を図るため、通勤・通学への自転車利用の促進を図る。



図3 スポーツ・趣味としての自転車利用

1－(2) 愛媛マルゴト自転車道の推進

愛媛マルゴト自転車道（28 コース）について、官民連携により、先進的なサイクリング環境の整備を目指したモデルルート（※6）として位置付け、更なる利便性の向上を図るとともに、県や沿線市町等において当該コースを活用したサイクリング大会の開催や体験型旅行商品の造成等、積極的な活用により、地域に根差した魅力的な自転車道に育てる。さらに、誘客や利用促進が見込まれるエリアを、重点戦略エリアとして選定し、利用者の動向やサイクリストの意見を踏まえ、コースの維持・補修や休憩スペース等の環境整備のほか、サイクリングと組み合わせることにより楽しみを増大させることができる体験プログラムづくりなど地域資源の磨き上げを行う。

また、四国一周サイクリングルートにおける県内の周遊を促進するための地域ルートとして、連動したプロモーション活動を展開し、更なる誘客促進を図る。

（※6）本県のモデルルートの詳細は、32 ページ以降に掲載。



図4 愛媛マルゴト自転車道MAP

1- (3) E-BIKEえひめの推進 (電動アシスト付自転車の普及及び安全利用の啓発)

女性やシニア層のほか、障がい者等が体力の差や年齢に関係なく、サイクリングの魅力を共有し、ストレスなく安全・快適に楽しむことができるサイクリングのバリアフリー化の実現や、山岳地域や未舗装路など、これまでサイクリスト以外にとって走行難易度が高かったエリアでの活動や長距離サイクリングなど、活動範囲の拡大による新たな楽しみ方の創出・提供、通勤時の活用等につなげるため、企業等と連携し、体験できる機会を提供するなど、スポーツ型電動アシスト付自転車 (E-BIKE) の普及及び安全利用の啓発に努める。



図5 E-BIKEでのサイクリングの様子

1－（４）タンデム自転車等の普及

障がいや体力の有無にかかわらず、お互いの気持ちを思いやりながら、誰もがサイクリングを一緒に楽しむことができ、障がい者の外出支援や生活支援、他県・海外との交流にも活用できるタンデム自転車等を普及させるとともに、認知度を高めるため、乗り方の注意点やコツを学べる講座やサイクリングイベント等を開催する。

また、本県における取組状況等について情報発信を行い、タンデム自転車等の認知度向上を図る。



図6 タンデム自転車でのサイクリング（提供：NPO 法人タンデム自転車 NON ちゃん倶楽部）

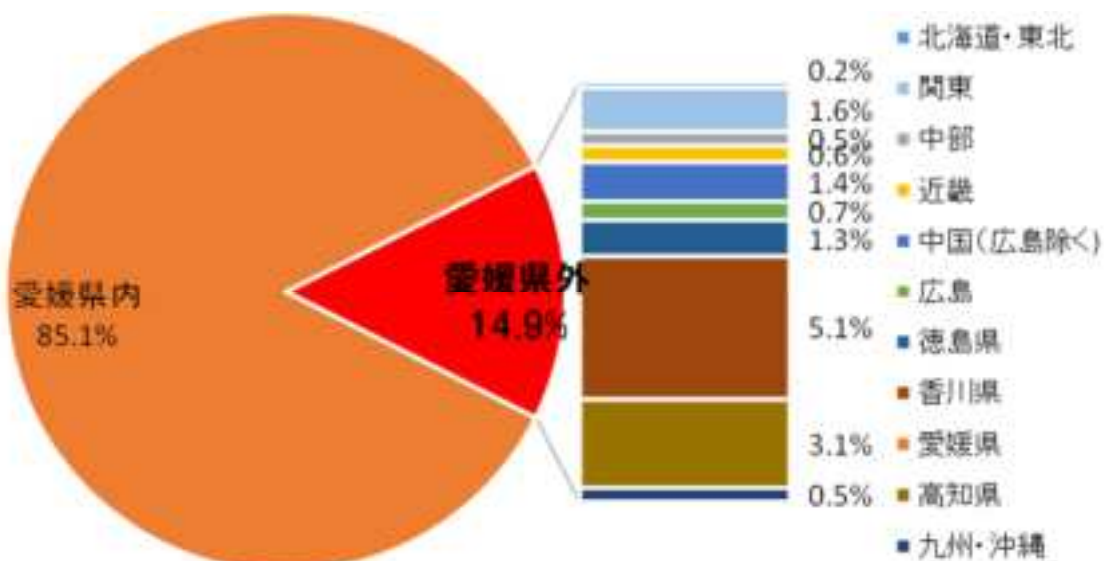
◆目標2 交流人口の拡大による地域活性化



◇実施すべき施策

- (1) ブランド力の向上と魅力発信
- (2) 受入環境・おもてなし態勢の整備
- (3) 公共交通機関と連携した二次交通等の充実
- (4) おもてなし人材の育成
- (5) サイクリングアイランド四国の実現をはじめとする広域連携の推進
- (6) グレーターしまなみ・えひめ圏域形成による滞在型観光の推進

成果指標	現況値	目標値 (2026年度)
① 県内におけるレンタサイクル利用者数	39,004 件 (2021年度)	86,000 件
② 県内サイクリングイベントの県外参加者の割合	14.9% (2022年)	50%



県内サイクリングイベントの県外参加者の割合

2- (1) ブランド力の向上と魅力発信

しまなみ海道を「サイクリストの聖地」として、国内外での認知度を一層高めるため、国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ」の定期的な開催や、路肩の拡幅など、自転車走行環境の整備、宿泊や休憩施設等のおもてなし態勢の質の向上に取り組むとともに、県内誘客へのきっかけとなるよう、しまなみエリア内の観光コンテンツの磨き上げを図る。

また、しまなみ海道を起点に、西日本最高峰の石鎚山や日本一細長い佐田岬半島など風光明媚な自然や魅力ある地域資源の認知度向上につなげるため、E-BIKEの活用や自転車以外のアクティビティと組み合わせることによって、新しいツアー

ムのスタイルを提案するほか、デジタルマーケティングを活用し、ターゲット層に直接情報を伝達し、来県を誘導するなど、積極的なプロモーション活動を展開することにより、国内外からの更なる誘客を目指す。

さらに、四国一周サイクリングルートについては、四国4県でNCRの指定を目指すとともに、しまなみ海道においては、これまでの10年を越える官民挙げた取り組みにより、NCRの第1次指定をはじめ、「サイクリストの聖地」としての地位を確立しており、今後、日本のサイクルツーリズムの牽引役として発展させるため、10年後（2030年度）のビジョン「愛媛・しまなみ海道地域振興ビジョン」の実現に向けて、地元自治体や民間事業者等の関係者と連携して、これまで以上に走行環境や受入環境、積極的なプロモーション活動等を展開する。

また、世界に誇れるロケーションを持つしまなみ海道の中でも、多島美や間近に見える潮流など自然に恵まれ最も美しい景観を持つ来島海峡大橋（クラウンブリッジ）のブランド力の向上を図るため、同橋を中心とするエリアと、欧米豪の著名な橋がありサイクリングが盛んで親和性のあるエリアとの間で、交流を促進することにより、ブランド力の強化とともに、交流人口の拡大・地域経済の活性化に繋げる。



図7 サイクリングしまなみ 2022



図8 四国一周サイクリングホームページ

2- (2) 受入環境・おもてなし態勢の整備

本県を訪れた方に安全・快適なサイクリングを楽しんでもらうため、サイクルオアシス・サイクルレスキューの拡充や宿泊施設における自転車の屋内保管などサイクリスト向けサービスの充実のほか、増加する外国人サイクリストの受け入れのため、各種案内の多言語対応の充実・強化や主要なサイクリングルート内の休憩スポットにおけるWi-Fi環境の整備等を進める。

また、サイクリストの需要に応じ、広域的な利用が可能となるレンタサイクルの事業者間連携に向けた取組みを進めるほか、都市部や町並み観光などに取組む市町でのシェアサイクルやE-BIKEの普及を促進するなど、本県を訪れた人が気軽に自転車を利用できる環境を整備する。

その他、民間事業者等と連携し、道の駅等のサイクリング拠点化によるサイクリスト向けサービスや情報提供、手荷物配送サービスの拡充などおもてなし態勢の整備を図る。



図9 サイクルオアシス



図10 宿泊施設への自転車持ち込み

2-（3）公共交通機関と連携した二次交通等の充実

県内における二次交通ネットワークの構築を図るため、鉄道事業者と連携し、自転車を持ち込んで移動できるサイクルトレインの拡充や旅行商品との組み合わせなどによる利用環境の向上を図るとともに、サイクルバスやサイクルタクシー等の拡大を働きかけ、サイクリストの利便性の向上を図る。

また、県外からのアクセスを向上させるため、交通事業者等との連携により、サイクリストにやさしい施策の実施や、新たな旅行商品の造成に取組み、四国はもとより、瀬戸内圏域におけるサイクリングの拠点化を目指す。



図11 えひめ・しまなみリンリントレイン

2-（4）おもてなし人材の育成

自転車での観光案内はもとより、特に交通ルールが異なる海外からのサイクリストに対し、サイクリング中の安全の確保やトラブル対応ができるサイクリングガイドを養成し、安定的なガイド手配体制の整備を図り、ガイドを活用した継続的な旅行商品造成に向け、国内外の旅行会社等への働きかけを強化するなど、サイクリングガイドの定着を図るとともに、恒常的なサイクリングガイド活用のための体制を構築する。

また、サイクルオアシスやサイクルレスキューなど、自転車に携わる人材の育成に取り組むほか、サイクリング環境の向上に繋がるサービスを提供する多様な事業者の参入を促進させる。



図12 サイクリングガイド養成講座

2－（5）サイクリングアイランド四国の実現をはじめとする広域連携の推進

豊かな自然や食に恵まれた遍路文化が根付く四国の新たな魅力として「サイクリングアイランド四国」を実現するため、四国4県や国・民間企業等との連携を強化し、ナショナルサイクルルートの指定も視野に入れ、四国一周サイクリングルートの環境整備や受入体制の充実のほか、自転車安全利用の啓発やプロモーション活動を展開する。

また、四国一周サイクリングルートと各県が有する地域のサイクリングルートを連動させ、E－BIKE等を活用した裾野拡大にも取り組みながら、四国を世界に誇れるサイクリングアイランドに育てあげる。



図13 四国一周サイクリング（若者応援プロジェクト）

2－（6）グレーターしまなみ・えひめ圏域形成による滞在型観光の推進

しまなみ海道の来島海峡大橋を起点に、松山空港や東予港等の交通結節点を有する松山市・西条市を含むエリアを、「グレーターしまなみ・えひめ」として広域サイクルツーリズム圏域を形成し、市町や民間企業と連携のうえ、多彩な体験型コンテンツや温泉等の宿泊施設を利用しながらエリア内を周遊する新しい自転車旅の普及定着に向けた取り組みを展開するとともに、環境整備等の受入態勢の充実を図る。

さらに、近畿・中国地方等を含む瀬戸内地域において、関係自治体や国等の関係機関と連携し、サイクリング推進エリアとしての認知度向上等を図る。



図14 グレーターしまなみ・えひめ

◆目標3 歩行者・自転車にやさしいまちづくり



◇実施すべき施策

- (1) 自転車を活かした都市環境の形成
- (2) 自転車通行空間の計画的な整備

成果指標	現況値 (2022 年度)	目標値 (2026 年度)
① 自転車活用推進計画の策定市町数	6 市町	10 市町
② 自転車ネットワーク計画の概成市町数	1 市	2 市町

3- (1) 自転車を活かした都市環境の形成

自転車を活用することによって、交通における自動車への依存の程度を低減させ、交通分野の低炭素化や都市部を中心とした道路交通の円滑化等、良好な都市環境の形成を図るため、自転車を公共性を有するモビリティとして位置づけ、シェアサイクルやゾーン30プラスの導入等、安全で快適な自転車利用環境を計画的かつ継続的に創出するとともに、公共交通との連携を強化し、自転車利用を促進させるほか、東日本大震災の教訓を活かして、災害時における避難や被災直後の交通手段など、自転車活用の有り方について検討する。



図15-1 公共交通機関との連携（サイクルトレイン）



図15-2 公共交通機関との連携（旅客船）

3-（2）自転車通行空間の計画的な整備

道路管理者と連携し、全ての自転車利用者が、安全・快適に通行できるよう自転車道や自転車専用通行帯、車道混在（※7）などの整備をはじめ、違法駐車等の交通違反への指導・取締りの強化等により、自転車通行空間を創出するほか、市町に対し、自転車ネットワーク計画及び地方版自転車活用推進計画の策定を働きかけるとともに、特に中心市街地における駐輪場の整備やシェアサイクル事業者へのサイクルポート設置に対する連携・協力体制の構築を促すなど、自転車はもとより、歩行者にもやさしい環境の整備に取り組む。

- (※7) 自転車道：専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分
自転車専用通行帯：車両通行帯の設けられた道路において、自転車が通行しなければならない車両通行帯として指定された車両通行帯
車道混在：主に自転車と自動車とが混在して通行する道路の部分



図 1 6-1 自転車道 (出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン)



図 1 6-2 自転車専用通行帯



图 1 6-3 车道混在

◆目標4 シェア・ザ・ロードの精神に基づく自転車の安全利用



◇実施すべき施策

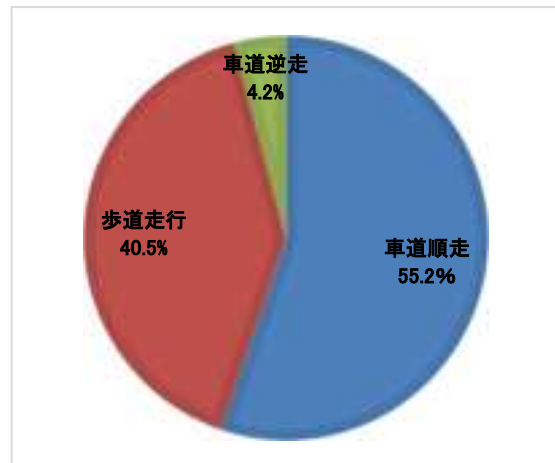
- (1) 自転車安全利用の普及・啓発
- (2) ドライバー等への普及・啓発
- (3) 自転車安全利用に係る指導者の育成
- (4) ライフステージに応じた自転車安全教育の充実

成果指標	現況値 (2022年)	目標値 (2026年)
① 自転車事故発生件数	461件	※
② 自転車通行順守率	55.2%	60%以上

※本計画期間中の自転車事故発生件数について、交通事故発生件数全体の減少割合以上の割合で減少させることを目指す。



自転車事故発生件数の推移



自転車通行位置割合

4-1 (1) 自転車安全利用の普及・啓発

「シェア・ザ・ロード」の精神を更に浸透させるとともに、ルールへの遵守とマナーの向上により、自転車に関係する事故のない社会を目指す。

また、事故の未然防止のため、定期的な自転車整備の浸透を図るほか、2023年(令和5年)4月からの道路交通法の改正によるヘルメット着用努力義務化を踏まえ、事故が発生した際の被害を軽減させるため、より一層ヘルメットの着用を推進する。

そのほか、条例により、2020年(令和2年)4月からは自転車損害保険等への加入が義務化となっていることから、損害の補償に対応した自転車損害保険等への加入を加速化させ、自転車の安全利用の普及・啓発を図る。



図17 「命を救うヘルメット」の普及・促進

4- (2) ドライバー等への普及・啓発

道路交通法上、自転車は車両であり、原則車道を通行しなければならない中、自転車をより安全に利用できる環境を作るため、道路を共有する自動車のドライバー等に、「思いやり1.5m運動」等を通じて、自転車及び自動車等が共に安全に道路を通行することができるよう配慮を求めるほか、自動車教習所等において自転車保護等に関する教育を行う。



図18 思いやり1. 5m運動の啓発

4- (3) 自転車安全利用に係る指導者の育成

自転車利用者のルールの遵守とマナーアップの意識を高めるため、教職員や行政職員、自転車販売店、レンタサイクル事業者、サイクリングガイドなど自転車関係者に対する講習会等を実施することにより、県民の模範となるべき指導者を育成する。



図19 自転車指導者養成講座

4－（４）ライフステージに応じた自転車安全教育の充実

自転車に乗り始めた子どもやその保護者、通学等で自転車を移動手段とすることが多い中学・高校生、社会的責任が問われる大学生・社会人、運動能力等の低下により事故のリスクが高まる高齢者など、身体能力の差や自転車のルール・マナーに係る知識や認識に差があることを踏まえ、ライフステージに応じたカリキュラム作りに取り組むなど、自転車安全教育の体系化を図り、切れ目のない安全教育を実施する。



図20 子どもと保護者に自転車のルール・マナーを教える様子

◆目標5 サイクルスポーツの振興



◇実施すべき施策

- (1) 参画人口の拡大及び選手・指導者の育成による競技力向上
- (2) 全国規模の各種大会等誘致

成果指標	現況値	目標値(2026年度)
① 愛媛県在住のスポーツサイクリングイベント参加者数	7,142人(2021年)	10,000人
② 全国規模の大会等誘致数	2件(2022年度)	5件

5－（１）参画人口の拡大及び選手・指導者の育成による競技力向上

2023年(令和5年)に策定する第2期愛媛県スポーツ推進計画を基に、子どもの運動習慣の定着や体力の向上、学校体育活動の充実等を図るほか、高校生を対象とした

サイクリング体験会を開催する。また、ジュニア選手の育成強化をはじめ、成年選手の活躍に繋げていくためにも、指導者の確保や資質の向上を図り、自転車競技の振興と競技力の向上を図る。



図 2 1 子ども向け自転車レース

5 - (2) 全国規模の各種大会等誘致

トラック・ロードレース系の大会、マウンテンバイクのクロスカンントリーやシクロクロスなどの競技において、過去の経験等を活かした全国規模の大会誘致のほか、平地部や山岳部が近い距離に点在するなど、変化に富んだサイクリング環境を活かした合宿誘致等に取り組み、市町や競技団体と連携して活性化を図る。



図 2 2 ロードレース（えひめ国体）

5 アクションプログラム

4で述べた自転車新文化の推進に関する施策を着実に実施するため、計画期間中に講ずべき措置について、別紙のとおり定める。

6 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(1) 関係者の連携・協力

本計画に位置づけられた目標を達成するため、国、他の都道府県、市町、事業者、県民等の関係者が緊密に連携して施策の推進を図る。

また、法第11条に基づく市町版自転車活用推進計画の策定を促すとともに、先進事例の横展開や課題解決に向けた議論を深めるための取組に協力する。

(2) 計画のフォローアップと見直し

本計画について、必要に応じて有識者の助言を受けつつ、毎年度当初に、施策の進捗状況等に関するフォローアップを行った上で、その結果を公表する。その際、指標を設定した施策については、当該指標を用いつつ取組状況のフォローアップを行う。

また、社会情勢の変化等を踏まえて、本計画の見直しを行う。

(3) 調査・研究、広報活動等

民間事業者等の技術の進展や先進的な取組み等を調査・研究し、より良い施策の検討を行うほか、本計画に基づく広報啓発を効果的かつ効率的に実施するため、官民連携組織である「愛媛県自転車新文化推進協会」を通じて、自転車の活用について県民の理解と関心を高め、自転車の魅力を多面的に訴求する等、戦略的な広報活動を展開する。

7 愛媛県自転車新文化推進計画アクションプログラム

目標	施策	区分	具体的措置	備考
目標1	(1) 自転車利用の普及・拡大	① 愛媛サイクリングの日の推進	・県内全域で幅広い年齢層が自転車の楽しさを認知し、一体感を持ってサイクリングに親しむ環境づくりを目的とした、県内全各市町における自転車関連イベントの一言開催	
			・「愛媛サイクリングの日(11月の第2日曜日)」の認知度向上及び各種自転車関連イベントの周知に向けた広報啓発	
		② 裾野の拡大に向けた活動	・これから自転車に乗ろうとする子供やその親を対象とした、自転車の乗り方や楽しさ、交通ルールやマナー等を普及させる自転車教室の開催	
			・高校生を対象としたサイクリング体験会や安全利用講習会等の開催	
			・全国の高校生を対象とした、自転車の安全利用や活用策等を競う自転車甲子園の開催	
	③ 通勤・通学への自転車利用の促進	・CO2排出量の削減や中心市街地の渋滞緩和を旨としたエコ通勤普及キャンペーンの実施や「えひめツーキニスト応援隊」の加入促進及び自転車ツーキニスト推進事業所の拡大		
		・事業者等が自転車通勤を推進するうえで実施する駐輪場や更衣室等の設置に対する支援制度(低利融資等)の活用		
	④ 自転車を活用した健康づくり等に関する広報啓発の推進	・健康寿命を延伸し、生活習慣病を予防するためのサイクリング等運動の意義と重要性の広報啓発		
	⑤ 自転車専用コース等施設の整備促進	・一般の交通と分離して、安心して利用が可能な、自転車競技施設やオフロード自転車コースの設置・拡充		
	(2) 愛媛マルゴト自転車道の推進	① 愛媛マルゴト自転車道の推進	・モデルルートとして位置づけるとともに、四国一周サイクリングの地域ルートとして四国一周と連動したプロモーション活動を実施	
			・利用者の声を踏まえ安全で快適に利用してもらうための交通結節点からの誘導表示を含めたコース整備や道路改良等に伴う新たなコースの追加・変更の検討	
			・サイクリストの協力による補修が必要な箇所等の情報収集活動の実施	
			・地域毎の特性・課題を反映させ、サイクリング環境の充実を図るため、重点的・広域的に整備を行う重点戦略エリア(モデルエリア)の設定	
			・重点戦略エリア内の関係自治体等が連携した整備方針の決定、環境整備やプロモーション活動の実施	
			・愛媛マルゴト自転車道の利用促進に向け、初めて走るサイクリストにもわかりやすく有用な情報を紹介したサイクリングコースマップの作成	
(3) E-BIKEえひめの推進(電動アシスト付自転車の普及及び安全利用の啓発)	① 電動アシスト付自転車の普及・拡大	・電動アシスト付自転車の持つ可能性を引出し、普及拡大に向けた官民一体となった検討会議の設置		
		・充電スポット等の充実など利用環境の整備		
		・体力に不安を持つ女性やシニア層等への裾野を拡大するための体験会の実施		
		・サイクリングイベント等へのE-BIKEカテゴリーの設置		
		・都市の交通利便性と魅力向上に向けたレンタサイクル・シェアサイクルの普及推進		
		・E-BIKEを活用したツーリズムの新しいスタイルの提案		
(4) タンデム自転車等の普及	① 障がい・体力の有無にかかわらず自転車を楽しむの普及・拡大	・一般の自転車と異なる運転技術や注意点を認識して安全に利用する知識や障がい者とのコミュニケーションスキルを高め、普及に繋げるためのタンデム自転車サイクリング講習会の開催		
		・障がい・体力の有無にかかわらず一緒に楽しむことができるタンデム自転車サイクリング体験イベント等の開催及び情報発信		
目標2	(1) ブランド力の向上と魅力発信	① しまなみ海道の更なる魅力構築	・国内外での更なる認知度向上を図るため、しまなみ海道本線を活用した国際サイクリング大会の継続実施	
			・路肩の拡幅等、自転車走行環境の整備	
			・しまなみ海道自転車道の通行料無料化継続及び恒久的な無料化に向けた働きかけ	
			・宿泊施設や休憩施設等のおもてなし態勢拡充に向けた企業等との連携	

目標	施策	区分	具体的措置	備考	
目標 2 交流人口の拡大による地域活性化	(1) ブランド力の向上と魅力発信	② 先進的なサイクリング環境の整備	・しまなみ海道及び四国一周サイクリングルートモデルルートとして位置づけ、官民が連携して、先進的なサイクリング環境の整備を目指す。 ・ナショナルサイクルルート指定を視野に入れた取組み実施		
		③ プロモーション活動の推進	・デジタルマーケティングの手法を活用した効果的なブランディングやプロモーション活動の実施 ・県外での愛媛マルゴト自転車道の知名度向上や、誘客促進に向け、四国4県や近隣県への情報発信及び関西圏首都圏での誘客活動の実施 ・愛媛でのサイクリングの魅力伝えるため、E-BIKEの活用や体験型プログラムなどのアクティビティを組み合わせたモデルツアー等の造成及びPRコンテンツの制作・情報発信	再掲: 目標1 (3)①	
		④ 国際交流や外客誘致の促進	・サイクリングコースマップ、情報発信のためのホームページ等の多言語化 ・モデルツアーの実施による情報発信やツアー造成に対する支援策の実施等 ・外国へのサイクリングプロモーション隊の派遣や外国人サイクリストとの交流実施 ・国内外でファンライドイベントを開催する団体や関係者による国際会議の開催 ・来島海峡大橋を中心とするエリアと、欧米豪の著名な橋を有しサイクリングが盛んなエリアとの交流促進		
		⑤ 魅力あるサイクリング大会の開催支援	・石鎚山ヒルクライム等、県外参加者が見込めるサイクリング大会の開催支援		
		① サイクルオアシス等の設置による受入環境整備	・サイクリストの休憩施設であるサイクルオアシスの利便性の向上など受入環境の拡充 ・サイクリング中のトラブル対応に資するサイクルレスキューの拡充		
	(2) 受入環境・おもてなし態勢の整備	② 道の駅等のサイクリング拠点化	・交通の拠点となる道の駅等において、サイクリスト向けのサービスや情報を提供する態勢整備の検討		
		③ レンタサイクル・シェアサイクルの普及	・利便性の向上を図るため、県内レンタサイクル情報の集約を図るとともに情報として公表 ・市町域を超えた長距離サイクリングにも対応可能なレンタサイクルの広域化の推進の検討 ・都市部や町並み観光などに取り組む市町でのE-BIKEの活用を含めたシェアサイクル及びレンタサイクルの普及促進	再掲: 目標1 (3)①	
		④ 手荷物配送サービスの拡充	・出発地から目的地の宿泊施設等への手荷物配送サービスの拡充検討		
		⑤ 自転車道のICT化の促進	・利便性向上に向けたサイクルオアシス等へのえひめFreeWi-Fiのアクセスポイント設置促進		
		⑥ 外国人サイクリスト向けの受入体制の充実	・外国人サイクリスト向けの宿泊施設の整備や各種案内の多言語化 ・愛媛マルゴト自転車道サービスサイト及び同アプリ等の多言語化		
		(3) 公共交通機関と連携した二次交通等の充実	① 二次交通の充実	・自転車をそのまま積み込めるサイクルトレインの拡充に向けた事業者との協議・検討 ・自転車をそのまま積み込めるサイクルバスやサイクルタクシーの拡大等に向けた事業者との協議・検討	
	② 交通事業者との連携		・交通事業者等と連携した自転車輸送における利便性の向上に向けた検討 ・四国や瀬戸内圏の拠点となるようなサイクリングを組み合わせた旅行商品等の開発に向けた検討		
	(4) おもてなし人材の育成	① サイクリングガイド等の養成・活用	・自転車での観光案内だけでなく、サイクリング中の安全空間の確保やトラブル対応ができるサイクリングガイドの養成 ・ガイドツアーの造成など、サイクリングガイドの活用施策の推進		
			・市町や関係機関と連携した、安全性が確保されたレンタサイクルを貸し出せる人材の育成		
	(5) サイクリングアイランド四国の実現をはじめとする広域連携の推進	① 四国4県の連携強化	・四国一周サイクリングの認知度向上や誘客促進に向けたプロジェクトなどプロモーション活動の実施 ・四国一周路面案内ピクトの整備など道路環境の整備 ・民間企業等と連携した、手荷物配送サービスや宿泊施設・休憩施設等におけるサイクリストへのおもてなし態勢の充実		

目標	施策	区分	具体的措置	備考		
目標2	交流人口の拡大による地域活性化	(5) サイクリングアイルランド四国の実現をはじめ、広域連携の推進	① 四国4県の連携強化	・E-BIKEを活用するなど裾野拡大のための四国一周サイクリングツアーの造成	再掲 目標1 (3)①	
				・四国一周ルートのナショナルサイクルルート指定を視野に入れた取り組み実施及び各県が有する地域ルートとの連携調整		
				・4県が連携したイベントや広域サイクリング大会の開催	再掲 目標2 (1)④	
				・4県が連携した自転車の安全利用に関する意識啓発		
				・台湾一周と連携した情報発信や交流促進		
		(6) グレーターしまなみ・えひめ圏域形成による滞在型観光の推進	① 滞在型観光の推進	・来島海峡大橋を起点とした、「グレーターしまなみ・えひめ」圏域での周遊促進を図る取組みの展開		
・サイクリング環境の整備						
目標3	歩行者・自転車にやさしいまちづくり	(1) 自転車を活かした都市環境の形成	① モビリティの再構築	・公共交通機関と連動した効率的な交通ネットワーク環境構築に向けた検討	再掲 目標2 (2)③	
				・都市部や町並み観光などに取組む市町でのE-BIKEの活用を含めたシェアサイクル及びレンタサイクルの普及促進		
				・駅、バス停などの周辺への駐輪場やサイクルステーション等の整備など、自転車利用者が公共交通機関を利用しやすい環境の整備促進		
				・自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図る「ゾーン30プラス」等の導入検討		
		(2) 自転車通行空間の計画的な整備	③ 自転車通行空間の整備	・県地域強靱化計画の見直しに合わせた、災害時の自転車活用に関する検討		
				① 自転車活用推進計画の策定支援	・市町に対する自転車活用推進計画の内容等の周知及び実情に応じた自転車活用推進計画の策定支援	
				② 市町ネットワーク計画の整備推進	・市町における自転車ネットワーク計画の策定促進及び自転車通行空間の整備促進	
				・自転車利用や自転車事故の多い市街地を中心に、自転車と歩行者の分離により安全性が高く、かつネットワークとして連続した自転車通行空間の整備推進		
				・自転車が安全に通行できる独自の道路の構造の技術的基準に関する検討		
				・現況道路幅員の再分配による路肩の拡幅 ・快適な自転車走行空間の創出		
				・道路標識や道路標示、信号機等の適切な設置・運用による、自転車交通を含む、全ての交通の安全・円滑化の推進		
				・地域における荷さばきルールの策定促進や荷さばき場、路外駐車場の整備や停車帯の設置における植樹帯の活用など、弾力的な運用の検討		
・パーキングチケット廃止に伴う関連施設の撤去						
(4) 交通法令違反への指導取締りの強化	④ 交通法令違反への指導取締りの強化	・自転車関係する交通事故の発生状況、地域住民の苦情・要望の状況等を踏まえた自転車利用者に対する指導啓発の重点実施				
		・自転車利用者の無灯火、二人乗り等に対し指導や悪質・危険な違反に対する検挙措置の実施				
		・3年以内に2回の一定の違反行為をした自転車運転者に対する、自転車運転者講習の受講命令				
		・地域交通安全活動推進委員、ボランティア、地方公共団体、関係機関・団体、地域住民等と連携した、指導啓発活動の推進				
(5) 駐輪場設置の推進	⑤ 駐輪場設置の推進	・地域住民の意見・要望等を踏まえ、自転車専用通行帯の違法駐車を含み、悪質性・危険性・迷惑性の高い駐停車違反に重点を置いた指導取締りの実施				
		・路外駐輪場の設置推進及び路上における駐輪場設置促進の検討				
(6) 無電柱化の推進	⑥ 無電柱化の推進	・市町や電線管理者など関係機関と連携した、県版「無電柱化計画」の策定				

目標	施策	区分	具体的措置	備考	
目標 4	シェア・ザ・ロードの精神に基づく自転車の安全利用	(1) 自転車安全利用の普及・啓発	① 自転車安全利用に向けた普及・啓発	・愛媛県自転車安全利用研究協議会での自転車安全利用に係る研究・協議	
				・自転車安全利用条例の周知徹底及び向条例に基づく「シェア・ザ・ロード」の精神の普及、自転車乗車用ヘルメットの着用促進などの各種交通安全運動やイベント等を通じた広報啓発	
				・自転車通行空間の整備形態に応じた、車道左側通行など自転車の通行ルール等の周知	
				・事故防止に向けた自転車の定期点検・整備実施の普及・啓発	
				・消費者からの自転車の事故情報等の収集及び、独立行政法人国民生活センターとの連携促進	
				・関係機関や団体が連携したグッドマナーサイクリストEHIMEキャンペーン（街頭指導活動）等の実施	
			② 児童・生徒の自転車マナー向上	・交通ルール等の正しい理解に向けた交通安全教室の実施	
				・高校生における自転車交通マナー向上対策実践指定校の指定によるマナーアップのモデル実施及びその成果発表による県下全域への波及	
			③ 通学路の安全点検	・市町の交通安全プログラムに基づく、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検の実施と結果の周知	
			④ ヘルメットの着用促進	・自転車用ヘルメットの被害軽減効果に関する広報啓発	
				・自転車用ヘルメットの着用に積極的に取り組む事業所や団体等の拡充	
				・県立・私立・国立高等（専門）学校の自転車ヘルメット着用義務化の継続	
		⑤ 自転車損害保険等の加入促進	・関係機関・団体、各損害保険会社等と連携した自転車損害保険等への加入促進		
		(2) ドライバー等への普及・啓発	① 自転車利用者以外への普及・啓発	・自動車のドライバー等への、「思いやり1.5m」運動の周知による「シェア・ザ・ロード」の精神の普及・啓発	
			② 教習所等での普及・啓発	・自動車教習所における自転車の通行に関する標識の意味や自転車保護についての教育の実施	
		(3) 自転車安全利用に係る指導者の育成	① 指導者への講習会の開催	・自転車安全利用に関わる指導者への講習会の開催による地域の実情に即した安全教育、普及啓発活動の実施	
		(4) ライフステージに応じた自転車安全教育の充実	① 児童・生徒への教育・啓発	・関係機関からの情報提供に基づく、児童生徒の発達段階に応じた自転車の交通安全教育の実践方法や事例等の周知	
			② 親子への普及・拡大	・自転車の乗り方や楽しさ、交通ルールやマナー等を普及させる自転車教室の開催	再掲 目標1 (1)②
			③ 高齢者への教育・啓発	・シミュレーターを活用した高齢者向けの「参加・体験・実践型」自転車交通安全教室の実施	
			④ 大学生や高齢者以外の成人に対する教育・啓発	・交通安全教育を受ける機会が少ない層を対象とした自転車交通安全教育等の実施	
目標 5	サイクルスポーツの振興	(1) 参画人口の拡大及び選手・指導者の育成による競技力向上	① 参画人口の拡大	・子どもからシニアまで幅広い世代が気軽に参加できるような工夫をしながら体験会等を開催し、サイクルスポーツに触れる機会を提供	再掲 目標1 (1)①②
				・サイクルスポーツへの意識の醸成や自転車への関心を高めるため、実業団やプロチームのレース開催に対する支援	
				・学校における取組みに加え、地域のスポーツ団体等と連携し、児童・生徒がスポーツに触れる機会を提供	
				・運動部活動の指導を充実させるため、スポーツ人材バンクの充実や競技団体との連携	
				・競技者の裾野拡大に向けた高校生を対象としたサイクリング体験会等の実施	再掲 目標1 (1)②
		② 選手の育成・強化	・自転車競技連盟主催のジュニア練習会への参加者の拡充		
			・選手強化を図るため、強化事業に係る経費の補助や拠点校の指定などの実施		
③ 指導者の資質向上	・研修会や講習会の開催による、指導者の資質向上				
(2) 全国規模の各種大会等誘致	① 各種大会等の誘致	・多様な規模・レベルのスポーツ大会開催や宿舎実施に対する支援			